



宮崎社会保険労務士事務所 事務所便り

特定社会保険労務士 宮崎 真行

ご連絡先：〒903-0821

那覇市首里儀保町 2-36 安里ビル 202

TEL：090-8626-0074 (携帯)

FAX：098-886-5134

Eメール：sr_miyazaki@ybb.ne.jp

◆ 仕事に活かす「今月の格言・ことわざ」

「貧乏人の知恵はさげすまれ、その言葉には誰も耳を貸さない。」

『旧約聖書』「伝道の書」9・16 より

ここでいう「貧乏人」とはなんでしょうか？単に「お金がない人」ではないはずです。お金がない人の話でも有用であれば、我々は話を聞きますから。

ここでいう「貧乏人」とは、「お金もなく、希望もなく、ビジョンもなく、気力もない」という、自分の境遇と戦えない人のことなのです。人間は常に現状にチャレンジしていくものだと考えますが、人によっては「何をしても無駄だ。」「どうせ自分じゃできない。」とはなからチャレンジを諦めている人がいます。こういう人が「貧乏人」なのです。

ではなにが「貧乏」なのでしょう？それは「心が貧しい」「気持ちがない」と言われる貧乏なのです。そういった人の知恵は「処世の知恵」であり、そういった人の言葉は「負け犬の言葉」なのです。ですからだれも知りたくない、聞きたがらないという状況となるのです。

さて、あなたの知恵や言葉は「人をひきつける」のでしょうか？それとも？

それでは今月の事務所便りをお届けします。

◆ 国民年金・国民年金基金をめぐる状況

◆ 国民年金保険料の納付状況

社会保険庁は、2006年度の国民年金保険料の年齢層別の実質納付率を明らかにしました。これは、納付を免除されている失業者や、納付猶予を受けている学生も分母に加えて算出した納付率です。これまでは免除・猶予者を分母から除外して納付率を算出してきましたが、「実態を反映していない」という指摘を受け、初めて実質納付率が算出されました。

社会保険庁の発表によると、全年齢層平均の納付率は49%。年齢層が下がるにつれて納付率は低くなり、40-44歳から下の年齢層はすべて50%を割り込んでいます。

国民年金加入者の2人に1人が保険料を納めていない計算となり、国民年金の空洞化が一段と進んでいる実態が浮かび上がっています。特に、20-24歳の層では26.9%、25-29歳の層では40.4%と、若くなるほど未納が深刻です。

未納分については将来年金が給付されませんから、未納が与える年金財政への影響は少ないものと見込まれますが、今後、無年金で生活保護に頼る人が増えることが懸念されます。

なお、社会保険庁が従来公表してきた公式納付率では、平均が66.3%、最も低い20-24歳の層でも56.2%となっていました。

◆ 国民年金基金加入の見直し

ところで、国民年金に上乗せして厚生年金に加入しているサラリーマンなどの給与所得者と、国民年金だけにしか加入していない第1号被保険者とは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。この年金額の差を解消するための上乗せ制度として、第1号被保険者が加入できる「国民年金基金」があります。

厚生労働大臣は、この基金の加入資格を見直し、60～64歳で国民年金に任意加入している人も基金に入ることができるよう検討することを表明しました。実現すれば、満60歳時点で保険料納付期間が40年に足りず、給付を増やすために国民年金に任意加入している60～64歳の約25万人が、基金への加入を認められることとなります。併せて、掛け金の最低額の引下げも検討されます。現在、20歳男性で月額9,000円となっている掛け金ですが、6,000円程度まで引き下げられる見込みです。

国民年金基金制度の加入者数は、国民年金加入者の3.3%にとどまっています。今回の見直しは、利用しやすい仕組みにして基金の加入者数を増やし、国民年金の受給者が受け取ることのできる年金水準をかさ上げすることをねらいとしています。

企業年金の未払いも明らかに

◆企業年金にも多くの未払い

国民年金や厚生年金の記録漏れ問題の全容解明も途中だというのに、今度は企業年金の未払いが明らかになりました。転職などによって厚生年金基金を脱退した人の年金資産を引き継いでいる企業年金連合会が、124万人に年金を支給していないことを発表したもので、未支給額は累計1544億円になるといいます。

◆加入者を軽んじた企業年金連合会の未払い

企業の厚生年金基金が解散したり、転職して短期間で加入資格を失ったりしたとき、加入者の年金資産は企業年金連合会に移ります。企業年金連合会は、こうした人の資産をまとめて運用し、各人の加入期間に応じて年金給付しています。現在は、2,400万人の年金記録を管理し、276万人に年金給付を行っています。

年金が未払いになっている124万人という数は、この約半数に達します。企業年金連合会は、未支給者がこれだけいる理由について、その大半は支給開始年齢に達したときに支給開始の手続きをとることができないためだと説明しています。

◆申請主義に限界？

年金を受け取るには、本人が企業年金連合会に請求手続きをする必要があります。「申請主義」を補うため、請求手続きをとるように加入者が60歳になる直前に通知する仕組みが導入されています。しかし、住所を追跡把握していないため、特に若いころに厚生年金基金を脱退した人には手続きが必要なことを知らせるのが難しいのが現状です。こうした人の多くについては、請求手続きが行われないため、年金の支給も開始されません。

未受給者の中には、自らの意思で権利を放棄したわけではなく、申請手続きの必要性を知らなかったために未受給となっている人も数多く含まれる見通しです。

◆今後の対策は？

企業年金連合会はフリーダイヤル（電話：0120-458-865）を開設し、100人体制で相談に応じることにしています。また、社会保険庁に対して加入者の住所情報の提供を求め、来春以降、企業年金の中途脱退者などに定期的に年金記録を通知することにしています。

企業年金連合会には13兆円の積立金があり、仮に未支給の1,544億円の全額を支払っても、財政への悪影響は限定的です。

企業年金連合会はこれまで豊富な運用資産をバックにガバナンスの改革を迫ってきました。日本最大の「モノ言う株主」ですが、顧客に当たる加入者情報の管理強化など、自らのガバナンス見直しも迫られそうです。

医療保険・介護保険 自己負担に上限設定

◆医療制度改革の一環

2008年4月から、医療制度改革の一環として、「高額医療・高額介護合算制度」が新たに導入さ

れる予定です。これは、医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担が重くなり過ぎないように、合計額に上限を設けるものです。

◆利用者の負担を軽減

「高額医療・高額介護合算制度」は、国民健康保険・健保組合といった健康保険ごとに、加入者本人と扶養家族の医療と介護サービスの利用額を合計し、一定の負担限度額を超えた分を払い戻す仕組みです。

現在は医療と介護、それぞれで限度額を定めています。このため、例えば同じ世帯に手厚い介護が必要な高齢者と病気などで長期入院する患者がいるような場合、自己負担の合計額が膨らんで負担が過度に重くなることがありました。新制度では医療と介護を合算した負担上限額を設けるため、患者負担額は軽減されます。

負担限度額は、年齢や所得に応じて7段階で設定されており、所得が少ないほど、高齢になるほど、負担が軽くなるように設定されています。75歳以上の人がいる一般所得世帯の年56万円を基本として、年19万円から年126万円まで分けられています。

例えば75歳以上の一般所得者の場合、現在は医療・介護を合わせると最大で年98万円の負担になる可能性がありましたので、新制度の導入後はこの6割程度の負担で済むこととなります。

◆保険料引上げにつながる可能性も

利用者の負担が減る一方、高齢化で該当者が急増すると財政負担が増す可能性もあります。

新制度によって高齢者世帯などの負担が減る分は国民健康保険や健保組合などの各健康保険や介護保険の財源から追加で拠出することになりますが、厚生労働省は当面はいまの財源で吸収できる規模とみています。

ただ、日本では高齢化が加速しており、医療や介護にかかる費用はこれからも増えるのが確実です。政府は医療コストの削減や要介護者の減少などをにらんだ取組みを進めていますが、新制度の該当者が増えれば、中長期的には医療や介護の保険料の引上げにつながる可能性もあります。

社会保険加入手続を怠った会社に 賠償請求できるか

◆将来受け取る年金額が少なくなる

会社が社会保険の加入手続をしていないことがあります。労働者がそのことを知らないでいると、その期間は保険料を納めていないこととなりますから、退職後に受け取る年金も少なくなってしまう。

こういった場合、加入手続をとらなかった会社に対して、損害賠償を請求できるのでしょうか。

◆「社会保険」とは

健康保険と厚生年金保険を合わせて「社会保険」と呼びます。健康保険法と厚生年金保険法の「適用事業所」に該当する会社の事業主は、雇用者のために社会保険の加入手続を行うことが義務付けられています。

社会保険料は労働者と会社が折半で支払うため、労働者にとって加入のメリットは大きいものです。一方、経営状態が苦しい会社には大きな負担となります。そのため、保険料の支払いを免れようと、加入手続をとらない会社があるのです。しかし、社会保険庁に対して労働者の「被保険者資格取得」の届出をしなかったり、ウソの届出をしたりした会社は、健康保険法と厚生年金保険法の罰則対象になります。

◆損害の立証が難しいことも

では、未加入によって、会社側は民事上の賠償義務を負うのでしょうか。事業主が届出を怠ることは、労働者の法益を直接に侵害する違法なもので、労働契約の不履行とされる場合もあり得ます。

ただ、若い労働者の場合、提訴時点では年金受給資格を得られるまで働き続けるかわからず、損害立証が難しくなります。退職して年金を受給している場合は、受けられたはずの年金額の計算ができ、損害額算定が比較的容易です。

◆自ら確認を

「確認しなかった労働者の過失」とされないように、加入手続がとられているかどうか確認することが大切です。社会保険事務所に問い合わせれば、

「誰が」「いつから」社会保険の被保険者として届けられているか確認することができます。

また、「年齢制限がある」等の虚偽の説明をして、「社会保険への加入資格がない」と言う会社もあります。おかしいと感じたら社会保険事務所や社会保険労務士に相談することが大切です。

行列のできる労働相談所

転職のため引越しをしている途中で怪我をした。労災保険は適用になるか。

<< 回答 >>

● 四つの要件に該当した場合は適用になる。

<< 解説 >>

労働者が転職に伴う転職先に向かう途中の災害については通達によって判断されます。

ケースの場合、以下の4つの要件を全て満たしたときは業務上災害として取り扱われます。

- (1) 転職を命じられた労働者が、その転職に伴う移転のため、転職前の住居地等から赴任先事業場などに赴く途中に発生した災害であること。
- (2) 赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任であって、社会通念上合理的な経路および方法によること。
- (3) 赴任のために直接必要でない行為、あるいは恣意的行為に起因して発生した災害でないこと。
- (4) 赴任先事業主より旅費が支給されていること。

◆ 「旅費を支給しているか」が重要な判断材料

(1) の赴任先事業場などというのは赴任先事業場、赴任先の社宅、住居の都合でホテルなどへ赴く場合も含まれます。

(2) の合理的な経路および方法とは一般的に利用されている経路と手段をいい、公共の交通機関・車等を利用してはいけません。

また(3)については喧嘩をしたり、飲酒運転をして事故を起こした場合は認められません。

(4) は転職のために旅費が支給されていることが必要で、この場合は赴任先だけでなく、赴任元事業主からの旅費も含むことになります。旅費の支給は、赴任を業務として認識するための重要な判断材料となっています。

また、(1) から(4) の全ての要件を満たした場合は赴任元、赴任先どちらの労災保険が適用になるのかというと、労災保険は原則として事業場単位となるため、怪我をした労働者が所属する事業場で適用されることになります。

通達では、「赴任途上災害については、赴任先の事業場の保険関係を適用する」としています。そのため、例えば本社から営業所への転職の場合は、赴任先である営業所で保険関係の処理を行うこととなります。

※根拠条文 労災法第1条、7条、
平成3.2.1基発第75号

◆ 朝礼や会議で活かせる 「ちょっといい話」

「利は天より来たらず。」

『塩鉄論』前漢（前80年頃）より

「利益というものは天（幸運）から降ってくるように生まれるものではなく、自らが努力することによって生ずるものである。」という意味。

『演鉄論』は、前漢の昭帝（しょうてい）の時代に、前帝武帝（ぶてい）が行った「塩・鉄の専売制」について行われた経済論争を記録した書です。この中で民間の知識人が言った「専売制がない時代でも民は豊かであった。が、専売制の時代には利益なく害があるのみ。利益とは天や地から湧くものではなく、人民の努力によるものである。」という主張が残った言葉です。

確かにビジネスにおいても「幸運」や「タイミング」があることは否定できませんが、それを中心に組み立てたビジネスは、もろいものであることはお判りいただけるでしょう。

「努力に勝る営業なし。」という言葉は、ある面で真実をついた言葉なのです。